

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十六号）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第二条 削除</p>	<p>（調整規定） 第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（次条において「新組織的犯罪処罰法」という。）第十三条第三項第一号の規定の適用については、同号中「前項各号に掲げる罪」とあるのは、「前項に規定する罪」とする。</p>
<p>（経過措置） 第三条 この法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第三項、第十六条第二項及び第十八条の二の規定は、この法律の施行前に犯した罪に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第二項に規定する犯罪被害財産に關してこの法律の施行後に犯した罪の保有若しくは処分に基つき得た財産の没収又はその価額の追徴についても、適用する。</p>	<p>（経過措置） 第三条 新組織的犯罪処罰法第十三条第三項、第十六条第二項及び第十八条の二の規定は、この法律の施行前に犯した罪に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第二項に規定する犯罪被害財産に關してこの法律の施行後に犯した罪の保有若しくは処分に基つき得た財産の没収又はその価額の追徴についても、適用する。</p>

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第二条 削除</p>	<p>（調整規定） 第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「第十三条第二項各号に掲げる罪」とあるのは、「第十三条第二項に規定する罪」とする。</p>